児　童　手　当　認　定　請　求　書

新　規

受付印

次のとおり児童手当の認定を請求します。
なお、この請求書に記載した内容は事実と相違ありません。また、児童手当の認定請求にあたり、受給資格の確認のため、請求者及び配偶者の所得・公的年金の加入状況等に関する公簿・台帳等を、熊谷市が閲覧・利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日提出

○太線の枠の中は必ず記入してください。
○記入要領等については裏面もご覧ください。

個人番号												

①請求者

(フリガナ)		住所	熊谷市 電話　　(　　)
氏名			
性別	生年月日	配偶者	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）
男・女	昭 平　・　・	有・無	ア　熊谷市 イ　熊谷市以外（市町村名を記入してください）
職業	ア　被用者（第2号被保険者）（自身で厚生年金に加入している会社員等）　イ　公務員　ウ　非被用者（第1号被保険者、第3号被保険者）（自営業者、専業主婦、学生、無職等）		
加入している年金等の種別	ア,厚生年金　イ,国民年金　ウ,私立学校教職員共済 エ,国家公務員共済　オ,地方公務員等共済　カ,その他(　　)	所得の状況（1～5月分は前々年中、6～12月分は前年中）	（請求者）　年間　　万円 （配偶者）　年間　　万円　※概算可

②配偶者等

(フリガナ)		配偶者等の生年月日	配偶者等の住所
配偶者等の氏名		昭 平　・　・	ア　請求者と同じ（記入不要） イ　請求者と異なる（都道府県名から記入）
個人番号			
配偶者等の職業	ア　被用者 イ　公務員（右の欄を記入してください） ウ　非被用者	配偶者等の勤務先等（配偶者等の職業が公務員である場合に記入） 勤務先 電話　　(　　)	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年） ア　熊谷市 イ　熊谷市以外（市町村名を記入してください。）

③児童（高校生以下全員）

氏名（※年齢順に記入）	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別 / 海外留学出国年月	監護の有無	生計関係	住所（※別居の場合のみ記入）	※児童との関係で、該当する場合に○印
(フリガナ)		男・女	平 令　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	同一・維持		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
(フリガナ)		男・女	平 令　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	同一・維持		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
(フリガナ)		男・女	平 令　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	同一・維持		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
(フリガナ)		男・女	平 令　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	同一・維持		・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

④児童の兄姉等（下記※参照）

氏名（※年齢順に記入）	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別 / 海外留学出国年月	監護相当の有無	生計費負担の有無	住所（※別居の場合のみ記入）	※算定対象に○
(フリガナ)		男・女	平 成　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	有・無		
(フリガナ)		男・女	平 成　年　月　日	同居・別居 令和　年　月	有・無	有・無		

⑤振込希望金融機関

名称		銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店名	支店・出張所 本店（本店営業部）	公金受取口座の使用	有・無	※請求者名義の普通預金口座に限ります。法令により配偶者や児童名義の口座は指定できません。
店番		口座番号	普通　・　当座	口座名義（請求者名をカタカナで記入）			

※④児童の兄姉等の欄については、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を記入してください。また、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。（③児童と④児童の兄姉等の合計人数が3人以上の場合に限る。）

消滅確認

前受給者	前受給市区町村等	※不備	振込先	申立書	消滅通知（確認）	その他	備考
本人・配偶者 その他(　　)	市・区・町・村　担当 電話　　(　　) 消滅日等 年　月　日	再提出日					

認定・却下年月日	手当月額	認定理由	却下理由
年　月	3歳未満分　　,000円 3歳以上分　　,000円 中学生等分　　,000円 計　　,000円	転入・出生・養子縁組・国外転入・同居優先・公務員から変更 生計中心者変更・前受給者国外転出・その他(　　)	
支給開始年月 年　月			

係	係長	副課長	課長

認定番号

記入上の注意事項

1 「①請求者」について

請求者となるのは、児童の父母のうち、生計の中心となる方(所得の高い方)です。児童に父母がいない場合は、父母以外の養育者(祖父母等)が請求者となります。短期の在留資格しかない外国人は請求者になれません。

⑴ 「氏名(フリガナ)」、「性別」、「生年月日」及び「配偶者」

請求者自身について記入してください。

⑵ 「住所」、「電話番号」及び「1月1日時点の住所(1～5 月分は前年、6～12 月分は本年)」

「住所」は住民票上の住所を記入してください。また1月1日時点の住所(1～5 月分は前年、6～12 月分は本年)が熊谷市外である場合はその時点での市町村名を記入してください。

⑶ 「職業」

請求者の職業について、該当する区分に丸を付けてください。「ア 被用者」(第2号被保険者)とは、厚生年金や共済年金の加入者のうち、民間のサラリーマンの方(会社員、私立学校教職員、自身で社会保険に加入しているパートタイマー等)です。「ウ 非被用者」(第1号被保険者、第3号被保険者)とは、国民年金加入者や公的年金未加入者(自営業者、自身で社会保険に加入していないパートタイマー、専業主婦、無職等)です。

⑷ 「④加入している年金等の種別」について

請求者の加入している公的年金等の状況について、請求日現在で記入してください。被保険者又は組合員であるか否かの状況であり、受給の状況ではありません。

該当するものに丸を付けてください。「その他」に丸をしたときは、カッコ内にその名称等を記入してください。請求者が既に年金を受給中である場合は、「その他」に丸をしてカッコ内に「年金受給中」と記入してください。

⑸ 「個人番号」

請求者の個人番号を記入してください。

⑹ 「所得の状況」

請求者及び配偶者の前年(1 月～5 月分までの請求である場合には、前々年)の所得の概算を記入してください。

なお、記入した所得額が正しいことを証明する書類を提出する必要はありません。

2 「②配偶者等」について

請求者の配偶者等(受給者変更等の場合は、離婚した元配偶者、前受給者等を含む。)について、請求者と同様の要領で、氏名、生年月日、職業等を記入してください。住所は、請求者と別居の場合のみ記入してください。また1月1日時点の住所(1～5 月分は前年、6～12 月分は本年)が現住所と異なる場合はその時点での住所を記入してください。

また、「配偶者等の勤務先等」の欄は、請求者の配偶者等が公務員である場合に限り、その勤務先の名称と電話番号を記入してください。

3 「③児童」について

請求者が養育している児童(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者)の全てについて、年齢順(出生日が早い順)に記入してください。

⑴ 「氏名」、「続柄」、「性別」及び「生年月日」

「続柄」は請求者との続柄です。子の場合は、「子」と記入してください。

⑵ 「同居・別居の別」

請求者が児童と同居の場合は「同居」、別居の場合は「別居」にそれぞれ丸を付けてください。別居の場合は、「監護・生計同一申立書」(窓口またはホームページからダウンロードできます。)の提出が必要です。

⑶ 「海外留学出国年月」

児童が海外に留学している場合のみ、出国した年月を記入してください。(海外留学に関する申立書等が必要です)

⑷ 「監護の有無」

監護とは、「監督・保護」の略です。児童を養育していれば、「有」に丸を付けてください。

⑸ 「生計関係」

児童が請求者の実子である場合は「同一」に、実子でない場合は「維持」に丸を付けてください。養子縁組をしている場合は、実子と同じ扱いですので「同一」に丸を付けてください。「維持」の場合は、「監護・生計維持申立書」(窓口またはホームページからダウンロードできます。)の提出が必要です。

⑹ 「住所」

児童が請求者と別居している場合のみ記入してください。

4 「④児童の兄姉等」について

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した後 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の全てについて、年齢順(出生日が早い順)に記入してください。

また、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合で、「③児童」と「④児童の兄姉等」に記載した者の合計人数が3人以上の場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

⑴ 「氏名」、「続柄」、「性別」及び「生年月日」

「続柄」は請求者との続柄です。子の場合は、「子」と記入してください。

⑵ 「同居・別居の別」

請求者が児童の兄姉等と同居の場合は「同居」、別居の場合は「別居」にそれぞれ丸を付けてください。

⑶ 「海外留学出国年月」

児童の兄姉等が海外に留学している場合のみ、出国した年月を記入してください。

⑷ 「監護相当の有無」

請求者が、児童の兄姉等について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合には、「有」に丸を付けてください。

⑸ 「生計費負担の有無」

児童の兄姉等が請求者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、「有」に丸を付けてください。例えば、同居であって兄姉等の学費や家賃・食費等の生計費の一部を請求者が負っている場合、別居であって請求者が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

5 「⑤振込希望金融機関」

振込を希望する金融機関(全国の銀行、信用金庫、農協等。ネットバンクも可)の普通預金の口座番号を記入してください。指定できる口座は、請求者名義のものに限ります(法令により配偶者や児童の名義の口座は指定できません。)。振込先にゆうちょ銀行の口座を指定する場合で、支店名及び口座番号が不明のときは、支店名の欄に「記号(5 桁)」を、口座番号の欄に「番号」(8 桁)をそれぞれ記入してください。

また、公金受取口座に振込を希望するときは、「公金受取口座の使用」の欄の「有」に丸を付け、「公金受取口座の使用」以外の「振込希望金融機関」の項目の記入は不要です。

認定請求に必要なもの

⑴請求者名義の普通預金通帳、キャッシュカード(公金受取口座への支給を希望する場合には不要)

⑵請求者、配偶者の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード 等)

⑶請求者、配偶者の身元確認書類(運転免許証等の公的機関発行の顔写真つきは1種類、健康保険証等の顔写真なしは2種類必要)

⑷その他、請求者・児童の状況により、認定の審査に必要な書類(各種申立書・確認書・消滅通知書等)

認定請求の期限及び注意事項

認定請求をした日が属する月の翌月分から支給開始となります。ただし、事由発生日の翌日から15日以内に申請することで、事由発生日に申請したものとみなします。特に、出生、転入等に伴って認定請求する場合は、出生日、転出予定日の翌日から 15 日以内に認定請求をしないと、手当をもらえない月が発生する場合がありますので、御注意ください(遡っての受給はできません。)。

添付書類等が全てそろわなくても認定請求(仮受付)はできますので、認定請求書(額改定認定請求書)は必ず事由発生日の翌日から 15 日以内に提出してください。なお、郵送申請もできますが、こども政策課給付係に到着した日が申請日となります。

また、郵送事故による遅延、不達等の責任を熊谷市は負うことができません。郵送申請の場合は、簡易書留等の記録に残る方法をお勧めします。

提出先・お問合せ先(※郵送提出もできます。)

〒360-8601 熊谷市宮町2-47-1

熊谷市役所 こども政策課 048-524-1111(内線289)

※本請求書は、各行政センター市民福祉係(妻沼行政センターの場合は、福祉係)でも提出することができます。